

北区地域公共交通会議設置要綱

31北土土第1994号
令和元年10月30日区長決裁

(目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、北区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等の協議に関する事項
- （2）コミュニティバス等の地域公共交通の運行計画に関する事項
- （3）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者で区長が委嘱又は任命するものとする。

- （1）区長が指名する者
- （2）一般旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- （3）一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- （4）住民又は利用者の代表
- （5）国土交通省関東運輸局長又はその指名する者
- （6）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- （7）道路管理者
- （8）交通管理者
- （9）学識経験者
- （10）前各号に掲げる者のほか交通会議の運営上必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議に会長を置き、委員の互選により選出された者を充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員の中から会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 交通会議の議決を要する事項は、全会一致を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。
- 6 やむを得ない理由のために交通会議に出席できない委員は、同一の団体又は機関に属する者を代理人として出席させ、合議及び表決を委任することができる。
- 7 交通会議は公開とする。ただし、会長が必要があると認めたときは、非公開とすることができる。
- 8 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対して交通会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（交通会議の運営の特例）

第6条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により会議の招集が困難であると会長が認めた場合は、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- 2 前項の規定による場合は、全会一致を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。
- 3 第1項の規定による場合は、前条第7項の規定は適用しない。

（庶務）

第7条 交通会議の庶務は、土木部交通事業担当課長が行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年10月30日から施行する。

付 則（令和2年5月25日区長決裁2北土土第1206号）

この要綱は、令和2年5月25日から施行する。

付 則（令和4年6月10日副区長専決4北土土第4182号）

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

北区地域公共交通会議 委員名簿

区 分	役 職	氏名
学識経験者	埼玉大学大学院教授 理工学研究科環境科学・社会基盤部門	久保田 尚
一般旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	東京都交通局自動車部計画課	若田 瑞穂
	国際興業株式会社運輸事業部	鈴木 健史
	東京バス株式会社	佐藤 智彦
	日立自動車交通株式会社	關田 和弘
	東都交通株式会社	木原 光資
一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表 又はその指名する者	一般社団法人東京バス協会	地宗 知子
	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会	小池 毅
住民または利用者代表	北区町会自治会連合会	下山 豊
	一般社団法人東京北区観光協会	大前 孝太郎
	北区商店街連合会	小松 栄美子
	北区シニアクラブ（老人会）連合会	三好 常枝
国土交通省関東運輸局長 又はその指名するもの	国土交通省関東運輸局東京運輸支局	鎌塚 俊充
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体	東京都交通運輸産業労働組合協議会バス部会	志村 雅貴
	東京都交通運輸産業労働組合協議会ハイタク部会	久我 恒夫
道路管理者	国土交通省東京国道事務所交通対策課	池田 勝彦
	東京都建設局第六建設事務所管理課	丸 友文
	土木部土木管理課	石本 昇平
交通管理者	警視庁交通部交通規制課	藤平 忠晴
	滝野川警察署交通課	竹内 紀
	王子警察署交通課	時任 一郎
	赤羽警察署交通課	橋本 孝
北区長が指名する者	政策経営部長	藤野 浩史
	地域振興部長	松田 秀行
	まちづくり部長	寺田 雅夫
	土木部長	岩本 憲文

令和5年10月3日